



平成 19 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 ミクロン精密株式会社  
代表者名 代表取締役社長 白田 啓  
( J A S D A Q ・ コード 6159 )  
問合せ先 役職 常務取締役管理部長  
氏名 小松 貞生  
電 話 (023) - 688 - 8111 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 26 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 23 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役の員数を変更するものであります(変更案第 17 条)。
- (2) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当会社に対する責任を法令の定める範囲で免除することができるものとし、変更案第 6 章(取締役、監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
  - ② 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 21 条(取締役会)第 3 項を新設するものであります。
  - ③ その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社はミクロン精密株式会社と称し、英文では MICRON MACHINERY CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 工作機械及び各種機械の製造並びに販売 2. 工作機械及び各種機械のリース 3. 各種機械及び機材の輸入並びに販売 4. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を山形市に置く。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u>但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は 9 0 0 万株とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の<u>1 単元の株式数は、1 0 0 株とする。</u> 2、当社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 8 条 当社の<u>発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的) 第 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、9 0 0 万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) &lt;削 除&gt;</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の<u>単元株式数は、1 0 0 株とする。</u> 2、当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 1 0 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

<p>2、<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>3、<u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを扱わない。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第10条 <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2、<u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 &lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (基準日)</p>
<p>(招集の時期)</p>	<p>(招集の時期)</p>
<p>第11条 <u>当社の定時株主総会は毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p>	<p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集する。</u></p>
<p>(招集者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第12条 <u>株主総会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(決議要件)</p>	<p>(決議要件)</p>
<p>第13条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2、<u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>2、<u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第14条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第16条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第15条 <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 1 6 条 当会社に取締役 1 5 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 1 7 条 取締役は株主総会において選任する。 2、取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 1 8 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2、補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 1 9 条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 2、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第 2 0 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2、取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 <u>&lt;新設&gt;</u></p> <p>3、取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬) 第 2 1 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 1 7 条 当会社に取締役 1 0 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 1 8 条 &lt;削除&gt; 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2、&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期) 第 1 9 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2、&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 2 0 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第 2 1 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2、取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 3、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4、&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬) &lt;削除&gt;</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 2 2 条 当会社に監査役 3 名以内を置く。</p> <p>(選任) 第 2 3 条 監査役は株主総会において選任する。 2、監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任期) 第 2 4 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) 第 2 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(選任) 第 2 3 条 &lt;削除&gt; 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第 2 4 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2、&lt;現行どおり&gt;</p>

<p>(常勤の監査役) 第25条 監査役はその互選により常勤の監査役若干名を定める。</p> <p>(監査役会) 第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2、監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(常勤監査役) 第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会) 第26条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(報酬) 第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬) &lt;削除&gt;</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取締役、監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償請求の一部免除) 第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2、当社は、社外取締役、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>(営業年度) 第28条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度) 第28条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p>
<p>(利益配当) 第29条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。</p>	<p>(剰余金の配当) 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2、前項のほか、取締役会の決議により、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(中間配当) 第30条 取締役会の決議により、毎年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) &lt;削除&gt;</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(自己株式の取得) 第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第31条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第31条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以上